

制 定	2016年 2月24日
実 施	2016年 2月24日
改 定	—

IR(インベスターリレーションズ)に関する基本方針

序 文

当社は、「透明性の高い経営の実現」を目指し、株主をはじめとするステークホルダーの高い情報開示のニーズに応えるため、各ステークホルダーに適時に、正確・公正・平等に情報が伝わることを目的として、この方針を定める。

第1章 総 則

(インベスターリレーションズ(以下、IR とする。))の基本的な考え方)

第1条 当社は、常に最良の IR を追求し、その充実に継続的に取り組む。

2 当社は、当社の各ステークホルダーと協働し、会社の持続的な成長および長期的な企業価値の向上を図る観点から、次の基本的な考え方に沿って、IR 活動の充実に取り組む。

- (1) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (2) 会社情報を適時・適切・平等に開示し、透明性を確保する。
- (3) 企業理念の実践を通じて、持続的な企業価値の向上を目指し、これと協働できる投資方針を持つ株主および投資家との間で建設的な対話を行う。

第2章 情報開示の基準および方法

(情報開示の基準)

第2条 当社は当社に関する情報を公平にかつ適時に提供し続けるため、東京証券取引所が定める適時開示規則(以下、「開示規則」とする。)の遵守はもちろん、各ステークホルダーに必要と認められる情報を以下の分類に従って開示を行う。

(1) 適時開示情報

「開示規則」に該当する重要情報、会社の決定事実に係る適時開示情報

(2) 任意開示情報

(1)に該当しないものの、株主・投資家の投資判断に影響を与えると思われる情報

(3) その他広報

製品・技術等企業活動に関する PR 情報

(情報開示の方法)

第3条 以下のとおりの開示の手続・方法を採用する。

適時開示情報は、適時開示情報伝達システム(以下、「TD net」とする。)を通じて、東京証券取引所の Web サイト(以下、「取引所 Web サイト」とする。)にて公開する。

また、速やかに当社 Web サイトにも資料を掲載して公開する。

(インサイダー取引の未然防止方針)

第4条 開示規則に該当する会社情報が TD net を通じて取引所 Web サイトにて公開された時点でインサイダー取引規制上の公表措置が完了したこととなる。

公表措置完了まで、当社役職員は、定められている内部情報に関する社内規定に従い当該適時開示情報等について、秘密保持を徹底し、情報取扱責任者の管理のもと、インサイダー情報の外部漏えい防止、内部者によるインサイダー取引の未然防止に努める。

第3章 適時情報開示の体制

(適時情報開示担当部門)

第5条 当社の情報取扱責任者を業務管理部長、適時開示に関する主管部門を業務管理部とし、関連部門と密接な連携のもとに情報の把握、資料の作成、開示を行う。
また、市場関係者、株主・投資家の照会にも業務管理部が対応する。

(適時開示情報の把握)

第6条 情報取扱責任者は、適宜各部門の施策の進捗状況等の情報収集に努める。また、適時開示に相当する情報の発生が見込まれるときは、当該情報を取り扱う部門が速やかに情報取扱責任者に報告する。

第4章 沈黙期間

(沈黙期間)

第7条 当社は決算(四半期決算を含む。)情報の漏えいを防ぎ、公平性を確保するため、決算期末日の翌日から決算発表日までを沈黙期間とする。
この期間は、決算・業績見通しに関する質問への回答やコメントを差し控える。
ただし、この沈黙期間中に業績予想を大きく外れる見込みが出てきた場合には、開示規則に従い適宜公表することとする。

第5章 スチュワードシップコード受入機関投資家への協力・対応

(協力・対応の方針)

第8条 「スチュワードシップコード」原則3の「投資先企業の状況を的確に把握すること」、ならびに原則4の「目的を持った対話を通じて投資先企業と認識の共有化を図ること」について、事業会社として可能な限り協力する。

平成28年2月24日 制定

以 上